

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、信州地酒の発信力を強化し認知度向上及び消費拡大を図るため、県内の酒造事業者が自社製品の国際的な評価を高めるとともに海外産酒等との品質比較を通じた醸造技術の向上を図る取組について、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 酒造事業者 酒税法（昭和28年法律第6号）第7条に規定する酒類の製造免許を受け、長野県内に製造場を有する酒類製造者のうち、同条第2項第1号、第3号、第4号、第6号、第7号、第8号、第9号、第10号、第12号、第14号又は第15号の免許を有し、次の第2号から第10号までの酒類を1期以上にわたり製造している者をいう。
- (2) 日本酒 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第7号に定める清酒をいう。
- (3) 焼酎 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第9号に定める連続式蒸留焼酎及び第10号に定める単式蒸留焼酎をいう。
- (4) ワイン 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第13号に定める果実酒のうち、果実酒等の製法品質表示基準（平成27年10月30日国税庁告示第18号）1（3）に定める日本ワインをいう。
- (5) シードル 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第13号に定める果実酒、第14号に定める甘味果実酒、第18号に定める発泡酒のうち、りんごを主原料に製造されたものをいう。
- (6) クラフトビール 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第12号に定めるビール及び第18号に定める発泡酒をいう。
- (7) ウイスキー 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第15号に定めるウイスキーのうち、日本洋酒酒造組合が定める「ウイスキーにおけるジャパニーズウイスキーの表示に関する基準」（令和3年2月12日制定）に適合するものをいう。
- (8) ブランデー 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第16号に定めるブランデーのうち、原料となる果実が長野県内で生産されたものをいう。
- (9) クラフトジン 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第20号に定めるスピリッツのうち、ジュニパーベリーを含む植物素材（ボタニカル）を浸漬し、蒸留したものをいう。
- (10) リキュール 酒税法（昭和28年法律第6号）第3条第21号に定めるリキュールのうち、県産の副原料を浸漬して製造したものをいう。

- (11) 国際コンクール 海外、又は国内で開催される酒類のコンクールであって、国内外からの出品が認められている次に掲げるものをいう。

海外コンクール	原則、海外を開催地として開催される国際コンクールであって、外国語による発信がなされるものをいう。例年海外で開催されるもので、当年の開催地が国内であるものを含む。
国内コンクール	国内を開催地として開催される国際コンクールであって、同種の海外産酒類の出品が認められているものをいう。

- (12) 最高位評価 コンクールで授与される賞であって、追加的に選定・授与される賞を除く最高評価の賞をいう。

(補助対象事業)

第3 第1に規定する補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、前第1号に掲げる者が県内で製造した前第2号から第10号に掲げる酒類を前第11号に掲げるコンクールに出品する事業とする。コンクールの区分ごとに出品できる酒類は次の各号に定めるものとする。

- (1) 海外コンクール 日本酒、焼酎、ワイン、シードル、クラフトビール、ウイスキー、ブランデー、クラフトジン、リキュール
- (2) 国内コンクール ワイン、シードル、クラフトビール、ウイスキー、ブランデー、クラフトジン、リキュール

2 本補助金の補助対象となる事業は次の各号のいずれかを満たすものとする。

- (1) 過去3年以内に最高位評価を受賞したことがない国際コンクールへの出品
- (2) 過去3年以内に最高位評価を受賞したことがある国際コンクールへの出品にあつては、以下のいずれかを満たすもの
- ① 最高位評価を受賞したことがない部門への出品
- ② 最高位評価を受賞した部門において過去3年以内に受賞した最大の受賞数を超えた出品

(補助対象者)

第4 本事業の対象となる者は、第2第1号に規定する酒造事業者とする。

(補助対象経費、補助率及び補助限度額)

第5 補助対象事業の補助対象経費、補助率及び補助限度額は、次の表のとおりとする。

補助対象経費	補助率	補助限度額
出品料、輸送料、翻訳料、出品代行料、その他知事が必要と認める経費	2分の1以内	1者10万円

- 2 第1に規定する補助金の補助額は千円単位とし、千円未満は切り捨てる。
- 3 コンクールへの出品に本補助金以外の補助金等を利用する場合、本補助金と他の補助金等を明確に区分し、

同一のコンクールへの出品に対し、重複して補助金を申請してはならない。

(事業計画書の提出及び補助対象事業者の採択)

第6 補助金の交付を受けようとする者は、規則第3条の規定による申請書の提出に先立ち、募集要領に定める応募書を、募集要領で定める期日までに知事に提出する。

- 2 知事は、前項の書類が提出されたときには、補助対象事業者選定審査会を開催し、応募者に対しその審査結果を通知するとともに、補助金の交付を適当と認めるときは併せて補助金交付の内示を行うものとする。
- 3 前項に定める審査会に関して必要な事項は、知事が別に定める。

(補助金交付の申請)

第7 規則第3条に規定する申請書及び関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付申請書(様式第1号)
 - (2) 信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金計画書(様式第2号)
 - (3) 第1号及び第2号のほか、知事が特に必要と認める書類
- 2 前項に掲げる書類の提出期限は、第6第2項に定める内示の通知後30日以内とする。
- 3 補助金の交付を申請するにあたって、事業の効果的な実施を図るため、やむを得ない事情により補助金交付決定前に事業に着手する場合には、あらかじめその理由を明記した信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付決定前着手届(様式第3号)を知事に提出しなければならない。
- 4 補助事業者は、補助金の交付を申請するにあたって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法(昭和25年法律第226号)の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ)を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

(交付の条件)

第8 次の各号に掲げる事項は、補助金の交付の条件とする。

- (1) 補助事業の計画を変更するときは、速やかに知事に申請してその承認を受けること。ただし、第1に規定する趣旨を変更しない場合であって、以下に該当する場合はその限りでない。
 - ①補助対象経費の2割以内の増額(ただし交付決定額を変更しない場合に限る)
 - ②補助対象経費の2割以内又は5万円以内の減額
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、速やかに知事に申請して、その承認を受けること。
- (3) 補助事業の経費については、帳簿及び全ての証拠書類を備え、他の経理と明確に区分して経理し、常にその収支の状況を明らかにしておかなければならない。また、補助事業に係る帳簿及び全ての証拠書類は、事業の終了の日の属する長野県の会計年度の翌年度から起算して5年間整理保存すること。
- (4) 補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を県に納入させることがあること。

(変更の承認等)

第9 第8第1号に定める申請は、信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金変更承認申請書(様式第4号)をあらかじめ知事に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助事業の中止又は廃止)

第10 規則第5条に規定する補助事業の中止又は廃止の申請は、信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書(様式第5号)を、あらかじめ知事に提出してその承認を受けなければならない。

(補助金の返還)

第11 補助事業者は、規則第5条の規定により補助事業の中止又は廃止をしたときには、補助金を返還しなければならない。

(交付申請の取下げ)

第12 規則第7条に規定する申請の取下げは、信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付申請取下書(様式第6号)を、本補助金の交付決定の通知を受けた日から起算して15日以内に知事に提出して行うものとする。

(実績報告)

第13 規則第12条に規定する実績報告書の提出期限は、事業の完了の日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月第2週の金曜日のいずれか早い日とする。

2 規則第12条に規定する関係書類は、次のとおりとする。

- (1) 信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金実績報告書(様式第7号)
- (2) 信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金実績調書(様式第8号)
- (3) その他必要と認められる書類

(結果報告及び公表)

第14 補助事業者は、補助対象事業の審査結果について、信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金結果報告書(様式第9号)により審査結果公表後30日以内に知事に報告するものとする。

2 補助事業者は、知事が必要と認めるときは、補助事業により行った事業の成果を公表しなければならない。

(補助金の支払)

第15 補助金の交付決定を受けた者が補助金の交付を受けようとするときは、信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付請求書(様式第10号)を知事に提出するものとする。

(その他)

第16 その他事業の実施上、必要な事項については、知事が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年3月25日から施行する。
この要綱は、令和5年4月19日から施行する。

- 2 この要綱の施行に伴い、信州地酒 PR 事業補助金交付要綱(令和3年3月30日付2産技日第66号産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室長通知。以下「信州地酒 PR 事業補助金」という。)及びNAGANO WINE グローバルチャレンジ事業(国際コンクール出品支援)補助金交付要綱(令和3年4月20日付3産技日第9号産業労働部産業技術課日本酒・ワイン振興室長通知。以下「NAGANO WINE グローバルチャレンジ事業(国際コンクール出品支援)補助金」という。)は廃止する。この場合において、この通知による廃止前の信州地酒 PR 事業補助金交付要綱及びNAGANO WINE グローバルチャレンジ事業(国際コンクール出品支援)補助金交付要綱の規定に基づき、令和3年度までに実施した事業については、なお、従前の例による。

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年度信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金について、下記のとおり交付の申請をします。

記

1 出品概要 (出品コンクール名)

出品コンクール名	出品銘柄名	使用酒米・ぶどう・りんご等品種※	酒米・ぶどう・りんご等品種※

※出品が日本酒、ワイン、シードルの場合は必ず記入。他の酒類の場合も可能な限り記入のこと。産地は県内産の場合は市町村名、県外産の場合は県名または県名＋市町村名で記入

2 事業の実施期間

開始予定年月日 令和 年 月 日

完了予定年月日 令和 年 月 日

3 補助対象経費

金 円

4 補助金交付申請額

金 円

(添付書類)

様式第2号 信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金計画書

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第2号) (第7関係)

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金計画書

1 申請者の概要

名 称		
所 在 地		
代表者の役職及び氏名		
連絡担当者	役職及び氏名	
	TEL/Eメール	
	書類等の送付先住所	

2 補助事業の目的、内容等

(1) 内容

出品コンクール名	出品部門	出品銘柄数

(2) 出品における目標、期待される効果(販路開拓の見込み等の目標やその戦略を簡潔に記載)

(3) コンクール出品以外の海外販路拡大や認知度向上に向けた取組

(4) 品質向上に向けた取組

(5) 過去3年に出品したコンクールの受賞実績

コンクール名	年度	部門	受賞銘柄

※入力にあたっては、適宜行を追加

(6) 直近年度の輸出状況概要

輸出相手国	輸 出 量 (ℓ)	出荷量における海外輸出比率

3 補助事業費等の内訳 ※交付申請額合計欄 (灰色部分) は、千円未満切り捨てとしてください。

出品予定コンクール名	経費内容※	補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	県補助金交付申請額(円)
合計				
(経費の積算)				

※出品料、翻訳料、輸送料、出品代行料等内容を記載、入力にあたっては適宜行を追加

(添付書類)

計画内容等を補足する書類

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付決定前着手届

番 号
令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年度信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金事業について、下記1のとおり交付決定前に着手しますので届け出ます。

なお、補助金交付決定前に着手するにあたっては、下記2の事項を遵守します。

記

1 事前着手について

(1) 出品概要 (出品コンクール名)

出品コンクール名	出品銘柄名	使用酒米・ぶどう・りんご等品種※	酒米・ぶどう・りんご等品種※

※出品が日本酒、ワイン、シードルの場合は必ず記入。他の酒類の場合も可能な限り記入のこと。産地は県内産の場合は市町村名、県外産の場合は県名または県名+市町村名で記入

(2) 事前着手する理由

2 遵守事項

- ア 交付申請した事業が交付決定されなかった場合又は交付決定された補助金が交付申請額に達しなかった場合において、異議を申し立てないこと
- イ 当該事業については、着手から補助金交付決定を受ける期間においては、計画変更をしないこと

(様式第4号) (第9関係)

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金に係る計画について、下記のとおり変更を申請します。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 変更が補助事業に及ぼす影響

(添付書類)

様式第2号 信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金計画書

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第5号) (第10関係)

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金中止(廃止)承認申請書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名称
代表者

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金に係る計画について、下記のとおり中止(廃止)したいので、申請します。

記

- 1 補助事業中止(廃止)の内容及び理由
- 2 補助事業中止(廃止)に伴う補助金返還額
- 3 補助事業実施の見通し

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第6号) (第12関係)

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付申請取下書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金に係る交付申請を、下記の理由により取り下げます。

記

1 交付申請取り下げの理由

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第7号) (第13関係)

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金実績報告書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地
名 称
代表者

令和 年 月 日付け長野県指令 第 号で交付決定のあった令和 年度信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金に係る計画に対する実績について、下記のとおり報告します。

記

1 実施した補助事業の概要

2 補助事業の実施期間

開始年月日 令和 年 月 日

完了年月日 令和 年 月 日

3 補助対象経費

金 円

4 補助金額

金 円

(添付書類)

様式第8号 信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金実績調書

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金実績調書

1 実施した補助事業の内容等

(1) 内容

出品コンクール名	出品部門	出品銘柄数

(2) 事業の成果

2 補助事業費等の内訳※交付申請額合計欄(灰色部分)は、千円未満切り捨ててください。

出品コンクール名	経費内容※	補助事業に要する経費(円)	補助対象経費(円)	県補助金交付申請額(円)
合 計				
(経費の積算)				

※出品料、輸送費、出品代行料等を記載。入力に当たっては適宜行を追加

(添付書類)

- 1 支出証拠書
- 2 その他実績内容等を補足する書類

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金結果報告書

出品コンクール名	出品部門	出品銘柄	受賞結果

(留意事項)

コンクールの審査結果公表から30日以内に提出すること。

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること

(様式第 10 号) (第 15 関係)

信州地酒国際コンクール出品支援事業費補助金交付請求書

令和 年 月 日

長野県知事 様

所在地

名 称

代表者

令和 年 月 日付け長野県達 第 号で額の確定のあった令和 年度信州地酒国際
コンクール出品支援事業費補助金を、下記のとおり交付してください。

記

補助金交付決定額	円
補助金確定額	円
請求額	円

※ 補助金の振込先口座

金融機関名		支店名等	
口座の種類		口座番号	
(フリガナ) 口座名義人			

※用紙の大きさは、日本産業規格A列4判とすること